

官報

号外 平成五年六月八日

○第百二十六回 衆議院會議録 第三十二号

平成五年六月八日(火曜日)

議事日程 第二十四号

午後二時開議

第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

第二 平成元年度一般会計歳入歳出決算

第三 平成元年度特別会計歳入歳出決算

第四 平成元年度国庫収納金整理資金受払計算書

第五 平成元年度政府関係機関決算書

第六 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

第七 平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

第八 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

第九 平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

第十 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

第十一 平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

第十二 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

第十三 平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

第十四 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 平成元年度一般会計歳入歳出決算

平成元年度特別会計歳入歳出決算

平成元年度国庫収納金整理資金受払計算書

平成元年度政府関係機関決算書

平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第四 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(交通安全対策特別委員長提出)

行政手続法(内閣提出)及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後三時三十分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 本日、参議院から、平成五年度一般会計補正予算(第1号)、平成五年度特別会計補正予算(特第1号)、平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。よって、国会法第八十五条第一項により、本院は、平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二案について両院協議会を求めなければなりません。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件 両院協議会協議委員の選挙

○議長(櫻内義雄君) つきましては、これより両院協議会協議委員の選挙を行います。

○議長(櫻内義雄君) 両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長において直ちに指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、協議委員は議長において指名するに決しました。

直ちに指名いたします。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件 両院協議会協議委員

佐藤 信二君 石川 要三君

粕谷 茂君 小杉 隆君

中川 昭一君 鴻池 祥肇君

野呂田芳成君 桜井 新君

○議長(櫻内義雄君) この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後五時四十分開議

○議長(櫻内義雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件 両院協議会協議委員の報告

○議長(櫻内義雄君) 平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員議長から報告書が提出されました。よって、この際、協議委員議長の報告を求めます。佐藤信二君。

「報告書は本号末尾に掲載」

「佐藤信二君登壇」

○佐藤信二君 平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二案は、御承知のように去る五月二十六日衆議院において原案のとおり可決されましたが、本日参議院において否決されましたため、両院協議会を開くこととなったものであります。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長、副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には石川要三君が当選いたしました。

引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参集いたしました。くじにより、参議院側において議長を務めることになりました。

両院協議会においては、平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二案について、まず最初に、衆

平成五年六月八日 衆議院會議録第三十二号

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員議長の報告

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員の選挙

議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から意見が述べられ、協議が行われたが、意見の一致を見るに至らず、両院協議会としては、成案を得るに至らなかったものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) ただいま両院協議会協議委員議長から報告されましたとおり、平成五年度一般会計補正予算(第一号)外二案につきましては、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。(拍手)

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

公正取引委員会委員に植松敏君及び佐藤勲平君を、

土地鑑定委員会委員に新井清光君、枝村利一君、川井健君、高橋敏君、中嶋計廣君、中村清君及び横須賀博君を、

中央更生保護審査会委員長に石原一彦君を、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、公正取引委員会委員及び中央社会保険医療協議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、土地鑑定委員会委員及び中央更生保護審査会委員長の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長岡田利春君。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岡田利春君登壇〕

○岡田利春君 ただいま議題となりました短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用

される通常の労働者に比し短い者をいうものとす、事業主は、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする、等、関係者の責務を規定するものとすること。

第二に、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定めるものとすること。

第三に、労働大臣は、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるとともに、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができるものとすること。

第四に、事業主は、常時一定数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとすること。

第五に、国等は、短時間労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練の実施について特別の配慮をすること、短時間労働者になろうとする者に対し、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

第六に、労働大臣は、公益法人を短時間労働者助センターとして指定し、事業主等に対する給付金の支給、雇用管理の改善に関する相談援助等に係る業務を行わせることができるものとすること等であり、

本案は、去る五月十一日に付託となり、同月十四日に村上労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、護国民主党、公明党、国民会議及び民社党四党共同により、事

業主が短時間労働者の適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善のための措置を講ずるに当たり、通常の労働者との均衡等を考慮すること及び短時間労働者の雇入れの際に労働条件に関する文書を交付するよう努めること、また、政府は、法律の施行三年後に、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等についての修正案が、また、日本共産党より、短時間労働者の通常の労働者との差別的取り扱いの禁止等についての修正案がそれぞれ提出され、原案及び修正案を一括して討論を行い、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本案は四党共同提出の修正案のとおり、多数をもって修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 平成元年度一般会計歳入歳出決算 平成元年度特別会計歳入歳出決算 平成元年度国税収納金整理資金受払計算書

日程第三 平成元年度政府関係機関決算書 平成元年度国有財産増減及び現在額計算書

日程第四 平成元年度国有財産無償貸付状況 総計算書

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書、平成元年度政府関係機関決算書、日程第三、

平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書、日
程第四、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算
書、右各件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。決算委員長員沼次郎
君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔員沼次郎君登壇〕

○員沼次郎君 たいだいま議題となりました平成元
年度決算外二件につきまして、決算委員会におけ
る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、平成元年度決算についてであります。一
般会計の決算額は、歳入六十七兆二千四百七十
八億四角、歳出六十五兆八千五百八十九億四角
差し引き一兆三千八百八十八億四角の剰余を生じ
ております。

特別会計の数は三十八で、その決算総額は、歳
入百七十五兆三千三百九十九億四角、歳出百五十二兆
八千六百四十四億四角となっております。

国税収納金整理資金の収納済額は五十七兆七千
六百六十七億四角、一般会計等の歳入への組入額
等は五十七兆七千五百七十億四角となっております。

政府関係機関の数は十一で、その決算総額は、
収入五兆九千四百五十九億四角、支出五兆四百二
十二億四角となっております。

次に、平成元年度国有財産増減及び現在額総計
算書であります。総増加額は三兆九千六百六十
七億四角、総減少額は八千五百二十一億四角で、
年度末現在額は五十五兆九千二百七十五億四角と
なっております。

次に、平成元年度国有財産無償貸付状況総計算
書であります。総増加額は一千二百三十五億四
角、総減少額は一千五百五十二億四角で、年度末現
在額は八千五百五十一億四角となっております。

なお、平成元年度決算検査報告において指摘さ
れました事項は、不当事項百九十二件、意見を表
示したものは処置を要求したものの十一件、会計検査
院の指摘に基づき改善の処置を講じたものの十七件
となっております。

決算及び国有財産関係の二件は、第二百二十四回
会に提出され、委員会には、平成三年四月二十五
日、同年一月二十九日にそれぞれ付託されました。

委員会におきましては、第二百二十二回国会の平
成三年十一月二十五日、各件について羽田大蔵大
臣から決算の概要説明を、中村会計検査院長から
決算検査報告の概要説明を聴取いたしました。

その後、各省庁別に十四回にわたり慎重に審査
を行い、質疑は、予算の執行状況と行政運営に関
する重要な問題等を中心に行われました。その詳
細につきましては会議録により御承知願いたいと
存じます。

かくして、昨七日宮澤内閣総理大臣の出席のも
とに締めくくり総括質疑を終了し、決算について
は、委員会審査の内容をまとめて、委員長より議
決案を提出いたしました。

以下、その内容を申し上げます。
平成元年度の一般会計歳入歳出決算、特別会
計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算
書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく
議決すべきものと議決する。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効
率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り
返し政府に注意を喚起してきたところであり、
政府もこれに対し特に留意して対策を講じて
きた結果その効果が見受けられるものの、なお
改善を要するものが認められるのは遺憾であ
る。

一 平成元年度決算審査の結果、予算の効率的
使用が行われず、所期の成果が十分達成され
ていないと思われる事項が見受けられる。

左の事項がその主なものであるが、政府は
これらについて、特に留意して適切な措置を
とり、次の常会に本院にその結果を報告すべ
きである。

1 政府開発援助に当たっては、開発途上国
が必要とするところを的確に把握した上
で、適切かつ有効に実施されるよう、引き
続き努めるとともに、実施後の評価活動の
充実についても検討すべきである。

2 公共事業の発注におけるいわゆる談合の
防止や入札制度等の改善に努めるべきであ
る。

3 製品に係る消費者被害の防止や救済策の
あり方について検討を進めるべきである。
4 従軍慰安婦問題について、引き続き真相
の解明に努めるべきである。

二 平成元年度の決算検査報告において、会計
検査院が指摘した不当事項については、本院
もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それ
ぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅
正して、今後再びこのような不当事項が発生
することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異
議がない。
政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっ
ては、本院の決算審査の経過と結果を十分考慮
して、財政運営の健全化を図り、もって国民の
信託にこたえるべきである。

以上が議決案の内容であります。
次いで、決算外二件を一括して討論に付したと
ころ、自由民主党は、決算を議決案のとおり議決
することに賛成、日本社会党・護国民主連合、公
明党・国民会議及び日本共産党は、決算を議決案
のとおり議決することに反対の意見を表明されま
した。

決案のとおり議決すべきものと決しました。
次に、国有財産関係の二件については、いずれ
も多数をもって是認すべきものと議決いたしまし
た。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。
まず、日程第二の各件を一括して採決いたしま
す。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、各件と
も委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三及び第四の両件を一括して採決
いたします。
両件の委員長の報告はいずれも是認すべきもの
と決したものであります。両件を委員長報告のと
おり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両件と
も委員長報告のとおり決しました。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。
交通安全対策特別委員長提出、自転車、安全利
用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の
一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略し
てこれを上程し、その審議を進められることを望
みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議
ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

平成五年六月八日 衆議院會議録第三十二号

自來車の安全利用の促進及び自來車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案 行政手続法案外一案についての鹿野国 四

自來車の安全利用の促進及び自來車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案 (交通安全対策特別委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 自來車の安全利用の促進及び自來車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨を説明いたします。交通安全対策特別委員会理事満池祥雄君。

自來車の安全利用の促進及び自來車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案 [本号末尾に掲載]

〔満池祥雄君登壇〕

○満池祥雄君 ただいま議題となりました自來車の安全利用の促進及び自來車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、最近の駅前広場等における自來車及び原動機付自來車の放置の増加等にかんがみ、これらの駐車対策の総合的推進を図るため所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における地方公共団体等による自來車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等との協力体制の整備に努めることとしております。

第二に、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、市町村長が、撤去した放置自來車等の保管、処分等に関する規定を整備することとしております。

第三に、市町村は、自來車等の駐車需要の著しい地域等において、自來車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自來車等の駐車対策に関する総合計画を策定することができることとしております。

第四に、市町村は、自來車等駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、道路管理者、都

道府県警察及び鉄道事業者等の駐車対策に利害関係をもつる者で組織する自來車等駐車対策協議会を置くことができることとしております。

第五に、原動機付自來車の駐車対策について、自來車と同様の措置を講ずることとしております。

第六に、自來車を利用する者は、その利用する自來車について、防犯登録を受けなければならないこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

交通安全対策特別委員会におきましては、本案について鋭意検討を重ね、本日、自來車駐車場整備等に関する小委員長からその報告を受けた後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることにした次第であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

なお、当委員会において、「自來車の安全利用の促進及び自來車等の駐車対策の総合的推進に関する件」について、決議が行われたことを申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

行政手続法案(内閣提出)及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣鹿野道彦君。

〔国務大臣鹿野道彦君登壇〕

○国務大臣(鹿野道彦君) 行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、行政手続法案について御説明いたします。

行政手続の法的整備については、昭和三十七年に行政庁の処分に対する不服申し立ての手続を定める一般法として行政不服審査法が制定されておりますが、行政庁の処分の事前手続についてはこれまで一般法がなく、個別の法律による措置にゆだねられてきております。このため、従来から、事前手続における不統一が生じていることと、必要な手続規定が欠如しているものがあることと等の指摘がされております。また、近年においては、行政運営において行政指導が多用される傾向があること、あるいは処分によっては審査の処理や基準が明確にされていないこと等の指摘がされるなど、国内のみならず諸外国からも公正で透明な行政運営の確保を求める声が高まっております。

このような情勢にかんがみまして、政府におきましては、さきに臨時行政改革推進委員会に対して行政手続法制の統一な整備について諮問し、審議を求めたところ、一昨年十二月に答申を得ましたので、これに基づきまして、このたび行政手続法案として取りまとめたものであります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであります。

この法律案の要点は、第一に、申請に対する処分に関しまして、その迅速かつ透明な処理を確保する観点から、必要な規定を整備するものであります。

まず、すなわち、申請の処理に通常要すべき標準的な期間を定めるよう努め、これを定めたときは公にしておくとともに、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不適当なものであっても速やかに応答することとしております。また、申請に関する審査基準を定め、これを原則として公表するとともに、申請により求められた許可等を拒否する場合にはその理由を示すこととし、さらに、第三者の利害を考慮すべきことが許可等の要件とされているものについては当該第三者の意見を聞くよう努めることとしております。

第二に、不利益処分につきましては、行政運営における公正の確保を図るとともに、処分の相手方の権利利益の保護を図る観点から、必要な規定を整備するものであります。すなわち、不利益処分をしようとする場合には、相手方に意見陳述の機会を与えるため、あらかじめ通知することと、許可の取り消し等の処分については聴聞手続、その他の不利益処分については弁明の機会の付与の手続をとることとし、それぞれについて所要の規定を整備することとしたしております。また、不利益処分をするかどうかの判断の基準を定め、公にしておくよう努めるとともに、不利益処分をする際には、その名を人に対して、原則として、その理由を示すこととしております。

第三に、行政指導に関しまして、その透明性及び明確性を確保する観点から、基本原則及び方式等を明らかにしたものであります。すなわち、行政指導は所掌事務の範囲を超えて行つてはならないこと及び行政指導の内容は相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならないこととして、申請に關連する行政指導や許可権限を背景に行われる行政指導について規定を設けております。また、行政指導をするときには、相手方にその趣旨、内容及び責任者を明らかにするとともに、相手方からの求めがあれば、原則として、これらを記載した

書面を交付することとしたしております。さらに、複数の者に対して行政指導をしようとするときは、あらかじめ、事案に応じ指針を定め、原則としてこれを公表することとしたしております。

第四に、行政は極めて多岐にわたるものであるため、本法の規定をすべての分野に一律に適用することは適当でないことから、一定のものについては適用除外とすることとしております。すなわち、行政分野の特殊性に応じた独自の手続体系を有しているもの、あるいは行政庁との間で特別な規律に基づく関係にある者や、特殊法人などの特別の地位を有する法人に対して行われる処分など行政手続法案の規定を適用することが適当でないものについては、これを本法案の対象から除外する規定を設けております。

次に、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について御説明いたします。

この法律案は、行政手続法が行政庁が処分を行うおとす場合の手続に関する一般法として施行されるのに伴いまして、関係法律三百六十一件について必要な規定の整備を行おうとするものであります。

以下、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、行政手続法の規定と重複する手続規定を削除したこととあります。このうち、行政手続法において、不利益処分をする場合には、原則として、聴聞手続または弁明の機会の付与の手続をとることとしたため、関係法律において既に存在している同趣旨の規定を削除しております。

第二に、聴聞手続または弁明の機会の付与の手続をとるべき場合の区分の特例その他行政手続法の規定の特例となる事項について、必要な規定を定めたこととあります。

第三に、行政手続法において、不利益処分をしようとする場合に行われる聴聞手続についての規定を整備することに伴い、関係法律に規定されている聴聞という名称を整理したこととあります。

第四に、それぞれの行政分野において独自の手続体系が定められており、それによることが適当と認められるもの、あるいは、処分の性質上、行政手続法に定める手続になじまないもの等につきまして、行政手続法に定める関係規定の対象から除外することとしたこととあります。

これらはいずれも、行政手続法の趣旨及び現行制度の運用の実態等に照らし必要とされる関係法律の改正であります。

以上が、行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

行政手続法案(内閣提出)及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山中邦紀君。

〔山中邦紀君登壇〕

○山中邦紀君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、政府提出の行政手続法案及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対して質問いたします。

国民の権利利益を資するため、公正、透明な行政手続法を整備しようとする本法案については、行政における法治主義貫徹に一步を進めるものとして、一定の評価ができるものであります。しかし、この法案の取り扱う範囲は、申請に対する処分、不利益処分、行政指導の三分野にとどまり、他の広範な行政分野には及んでおりません。法の支配のもとにあるべき行政について、我が国では、逆に権力が法を支配して行政をゆがめている、果たして日本は法治国家かと問われてきました。政治腐敗、不正献金事件の温床として不透明な許認可行政が問題化し、財政官憲着の行政に對する国民の厳しい批判が相次いでいます。この

批判を前にしたとき、本法案は、行政に対する国民の信頼を回復するためには不十分だと言わざるを得ません。

本法案作成のもととなった第三次行革審答申は、諸事情を考慮して、今回は、行政手続の相手方である国民の権利利益に直接かかわる分野の手続法の整備にとどめたとしております。一九六四年の第一次臨時行政調査会意見書は、公正で民主的かつ能率的な行政実施のため、一九八三年の第二臨時答申は、行政の公正かつ民主的な運営のためとして、それぞれ広範な行政手続法整備の必要性を述べています。行政の全分野にわたる民主的統制、国民参加を確立することこそ、行政における法治主義の立場から必要なこととあります。そこで、まず総理にお伺いをしたいのであります。

第一に、行政における法治主義の要請をどのように解しておられるか、その中で、今回の手続法案をどのように位置づけられておられるのか、この法案が成立したとして、その後どのような施策を講ずべきかと考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

さらに、お尋ねしたいと思っております。本法案提出まで、第一次臨時答申から約三十年、第三次行革審答申から一年半、ようやく国会の終盤になって法案提出がなされたのであります。自己の省庁の権益に執着する独善的官僚主義の結果でありました。憲法は減るが行政法は存続するとはよく言ったもので、戦前の国民軽視の官僚気質の幻を見る思いであります。

行政手続法は一步前進ですが、手続はあくまで手続であります。真に国民のための行政を実現するためには、財政官の癒着を断ち切り、独善的官僚主義を改めることが不可欠であります。この点について、総理の所見と決意を伺いたないのであります。(拍手)

第二に、第三次行革審答申で検討課題とした行政立法に関する手続法整備についてであります。

法律が政省令など行政機関に委任した立法行為、命令等制定手続については、広く国民の意見を聴取するなど、統一的な手続を早急に定めるべきです。政省令以外の通達等の形式であっても、行政運営の重要な基準となるものについては同様であります。さらに、本法案により策定し、公表することになる許認可等の審査基準についても、基準策定のプロセス自体に公正、透明な手続が求められます。事業者や官僚OBだけでなく、広く生活者である国民の参加を保障する形で、行政立法に関し、統一的な手続を法定すべきではないか、総理の答弁を求めます。

第三に、計画行政に関する手続法整備についてであります。

行政機関が策定する諸計画について、住民参加の権利を保障した手続の法制化を急ぐ必要が有ります。本法案では、許認可等に関し、法令上、申請者以外の利害を考慮すべき場合には、公聴会の開催等を努力義務として定めてあります。この考え方は、民主的計画行政においては本質的なものであります。この分野の個別法令が、公聴会の開催等を規定していることはあっても、統一性に欠け、公聴会的方式に関する定めが不足しており、関係地方自治体の議会の議決との関係も不明確であります。計画行政においても、住民参加を図り、対立する利害調整の場を確保する観点から、統一的な手続の法制化を行うべきではないか、総理の答弁を伺いたしたいと思います。

第四に、これまで臨調、行革審も提言してきた情報公開制度、オンブズマン制度の早期導入についてであります。

国民の知る権利に基づく情報公開なくして、国民参加の行政は実現いたしません。我が党及び他の野党は、何度も情報の開示手続を定めた情報公開法案を国会に提出しましたが、政府・与党に熱意がなく、不成立に終わりました。このため、さらに今国会において、昨日、野党共同の法案を参議院に提出したところであります。情報公開法の必

要性、情報公開に関する国の責務についてどのようにお考えになっておられるのか、また、オンブズマン制度についてどう考えておられるのか、総理の所見を伺います。(拍手)

次に、総務庁長官にお伺いいたします。

第一に、本法は、行政手続法と銘打っておきながら、適用除外がいかに多く、一般手続法の名を失わせるところがあります。こうした多くの適用除外を設けた理由はどこにあるのか、お尋ねをいたします。

第二に、法案の内容についてありますが、聴聞手続が原則非公開とされている理由、さらに、聴聞を公開することを行政庁が相当と認める場合とはどういう場合を想定しているのか、明らかにしていただきたい。

例えば、事業者に与えた許認可の取り消しが問題になる場合、その事業者の事業活動によって生じている公害の被害者など、生活上の利害を有する地域住民が処分の成否に関心を有するのは当然であります。この法案には、利害関係人の聴聞参加が規定されていますが、参加できる利害関係人の範囲は不明確で、参加の可否は行政庁の許可いかんによつて決められています。参加とは別に、国民の知る権利の観点からも、処分の公正さを担保する観点からも、聴聞は公開を原則とすべきであり、むしろ非公開の場合を限定すべきであります。

また、聴聞の公正さを保つ意味で、当該不利益処分案件について調査検討に携わった職員を聴聞主宰者から除外することは当然と考えますが、所見を伺いたいと思います。過去において、聞き置けは足りる式の聴聞がたびたび行われてきましたが、公正、透明な実質的な意味を持った手続として聴聞は行われるべきであります。

第三に、申請に対する審査基準、不利益処分の処分基準、複数の相手方に対する行政指導の基準については、原則公開を徹底すべきであると考えますが、どうお考えでおられるのか、伺いたい。法案では、それぞれについて非公開の場合を留

保し、行政庁の判断をまつことにしていますが、公開性が行政庁の恣意に左右されてはならないのであります。特に、複数の者に対する行政指導は、通達、要綱、ガイドラインという形で業界全体になされ、その影響は国民生活全般にとつても大きいものがあります。そうであれば、その基準は、生活者たる一般の国民にも明らかにされるべきであつて、非公開のまま、官僚と事業者だけで行政指導が続けられていくことは認めがたいところでありま。

第四に、行政指導の書面交付であります。

法案は、「求められたとき」に「行政上特別の支障がない限り」の交付であります。一昨年の証券会社の損失補てん問題で、大蔵省が補てんを黙認していたのではないかとという疑いが生じたように、法律の裏づけのない通達行政や行政指導が、今後も責任もあいまいなまま、証拠も残らない形で継続していくことがあつてはなりません。少なくとも相手方から書面の交付を求められたら、例外なく応ずべきではないのか、長官の見解をお伺いしたいのであります。(拍手)

第五に、国民の権利利益に直接かかわる分野にとどまるとはいえ、統一的な法制のもと、聴聞等の行政手続が充実することは画期的なことでありま。当然、官庁の事務量の増加が予想されますが、これを職員の負担強化といった犠牲のもとに解決することは許されません。この点をどう打開し、解決していくおつもりか、長官の所見をお伺いします。

最後に、自治大臣にお伺いいたします。

行政手続法における国民の権利行使も、手順と形式を踏んで行われるものであります。そうした意味においては、現在の行政書士制度を充実させて、国民の権利行使を援助させていくことが考えられてよいと思いますが、この点について大臣のお考えを伺いたいと思います。

また、本法は、国の、地方公共団体もしくはその機関に対する処分及び行政指導については適

用しないこととされています。それならば、国が行う処分や行政指導が地方自治の侵害とならないよう、別途、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るための措置を講ずべきではないかと考えますが、この点について大臣の考えを伺いたいと思います。

我が国は、行政手続法の整備のおくれた行政法の後進国と言われてきました。今や、政治腐敗を一掃し、公正、透明な行政を確立して、行政に対する国民の信頼を回復していかなければなりません。そのために行政手続法を整備するのであれば、後発の立場から、少なくとも将来の展望を明確に持った上での立法でなければならぬと思うのであります。このことを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 最初に、この法案の位置づけというふうな点についてお尋ねがございました。

近年の行政機能の高度化、複雑化に伴いまして、公正で民主的な行政運営を実現し、国民の権利利益を保護するためには、行政手続を整備することの必要性が一段と高まってまいつておると認識しております。

このような統一した手続整備の要請にこたえるため、我が国におきましては、既に事後救済手続については一般法として行政不服審査法が制定されておりますが、処分等を行う際の手続については不十分な面があることをずっと指摘されてまいりまして、このたび、行政手続法案を国会に提出したところであります。この法案は、国・地方を通じまして、行政のすべての分野に関連してありまして、法の円滑な施行に向けて漏れがないよう万全を期することといたしたいと思います。

それから、財政官の癒着あるいは官僚主義の是正についてお話がございました。

真の国民のための行政を実現するため、政府は従来から、臨調・行革審答申等に沿って行政改革

の推進に努めてまいりました。特に規制緩和につきましては、その重要な柱の一つとして、これまで許認可等の整理合理化を行つてまいりました。行革審第三次答申におきましても、国際化の対応あるいは国民生活重視といった観点から、各般にわたる規制の緩和等に関する提言が行われました。これを受けまして、昨年十二月、いわゆる平成五年度行革大綱を政府としては閣議決定をしたところであります。また、現在、行革審におきましては、いわゆる縦割り行政の弊害是正の観点から、総合的な政策展開が可能な行政システムの構築について審議が行われております。

今回の行政手続法案の策定に当たりましては、行政手続の相手方である国民の権利利益に直接にかかわる分野につきましては、審査基準の明確化でありますとか聴聞手続の保障など、いわゆる手続法制の整備を優先したものであります。政省令制定手続につきましては、法制化に当たりましては、なお検討すべき課題が多ございまして、統一的な手続法の制定は早急に困難な様子でござい

ます。また、計画策定手続につきましても、法制化に当たりましてはなお検討すべき課題が多く、今後の検討課題と考えております。

情報公開法の問題でございしますが、行政情報の公開については、公正で民主的な行政運営を実現し、行政に対する国民の信頼を確保する観点から、積極的に取り組むべき課題であると認識しております。文書閲覧窓口制度の一層の充実、行政情報公開基準の策定などによりまして、国民の必要とする行政情報の公開に努めております。

なお、情報公開の制度化の問題につきましても、検討すべき課題も多く、引き続き調査研究を進めております。

また、いわゆるオンブズマン制度については、臨調・行革審の答申等を踏まえ、行政相談等既存の苦情救済機能の活性化を推進するとともに、その実情を踏まえ、我が国の実情に適合したそのあ

り方につきまして、さらに具体的な検討を進めることとしております。

残りの御質問につきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 行政手続法案等についての山中議員の御質問についてお答え申し上げます。

まず、行政書士制度につきましては、自治省としても、行政書士法の趣旨にのっとり、これまでその適正な運営に努めているところであります。が、今後とも御意見の趣旨を踏まえて、行政書士制度の充実等に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

次に、地方公共団体に対する国の処分等についてのお尋ねでございますが、行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることによって、国民の権利利益の保護に資することを目的としており、国や地方公共団体の行政機関相互間の処分や行政指導については、行政手続法の直接の目的ではないことから、適用除外としたものと認識をしております。

ところで、地方公共団体の自主性、自律性を確保するという観点から、地方公共団体の行政運営や事務処理に関する国の許認可等の関与の整理合理化も必要であると認識しております。

国・地方を通じて行政が公正に行われ、また、地方公共団体の自主性、自律性が確保されていくよう、今後とも各般の施策を講じてまいりたい所存でございます。(拍手)

〔国務大臣(鹿野道彦君登壇)〕

○国務大臣(鹿野道彦君) 私に対する質問についてお答えいたします。

まず、多くの適用除外を設けた理由は何か、こういうことでございますが、行政は極めて多岐にわたるものでありまして、一般法であります行政手続法をすべての行政分野に一律に適用するということとは必ずしも適当ではないのではないかと、こ

のように考えておりますことから、行革審答申の指摘に沿いまして、同法の規定の適用になじまないものと考えられるものについては、必要な適用除外措置を講じたものであります。

なお、行政手続法案におきましては、刑事事件に関する法令に基づき検察官等が行う処分など、本来の行政権の行使と見られないもの、刑務所内で受刑者に対して行われる処分など、特別の規律で律せられる関係が認められるもの、人の学識技能に関する試験の結果についての処分など、処分の性質上、行政手続法の諸規定の適用になじまないものにつきましては適用除外規定を設けますとともに、租税の賦課徴収に関する処分や工業所有権の設定等に関する処分など、特定の行政分野について独自の手続体系が形成されているものにつきましては、必要な見直しを行った上で、個別法におきまして、行政手続法の適用除外措置を講ずることとしたわけでございます。

また、地方公共団体の機関がする処分のうち、条例または規則に根拠を有するもの及び地方公共団体の機関がする行政指導につきましては、地方自治の尊重の観点から、本法を直接適用することとはせず、本法の規定の趣旨にのっとりまして、各地方公共団体におきまして、必要な措置を講ずる努力義務規定を設けることとしておるところであります。

次に、聴聞を非公開とする理由、聴聞の公開を「相当と認めるとき」とはどういう場合か、こういうこととありますが、聴聞の期日における審理を公開することにつきましては、処分の相手方や参加人のプライバシーが侵害されるおそれもあるもので、行政手続法案においては、公開を原則とすることとはしなかったものであります。

行政庁が「相当と認めるとき」につきましては、例えば、当該事案につきまして、公衆による監視が必要、社会的関心が強いなどの場合のほか、相手方が公開の請求をしたときなどが想定されるわけでございます。

次に、不利益処分事案の調査検討に携わった職員を聴聞の主宰者から除外すべきではないか、こういうことでございますが、聴聞の主宰者の指名は、公正中立的な聴聞の審理の確保の観点から行われることが望ましいところでございますが、行革審答申におきましては、当該不利益処分に係る事案の調査検討に携わった職員と、主宰者となるべき職員とを分離する、いわゆる職能分離の制度を導入することとしてはいいわけでありまして、

なお、聴聞の審理の結果として、聴聞の経過を記載した調査及び主宰者の意見を記載した報告書が作成され、かつ、これらの調査等は当事者等の閲覧に供されることとなるので、聴聞の審理の公正中立性は担保されることとなると考えているところであります。

次に、審査基準等につきまして、原則公開を徹底すべきではないか、このような御質問でございますが、行政手続法案におきましては、審査基準につきましては、「行政上特別の支障があるときを除き」、「公にしておかなければならない」とものとしてあります。処分基準につきましては、「公にしておかなければならない」としてあります。行政指導の基準につきましては、「行政上特別の支障がない限り」、「公表しなければならぬ」とものとしてあります。

これらの規定につきましては、行政庁が恣意的に運用してよいものではなく、行政運営における透明性の向上という趣旨に沿って、合理的な理由がある場合に限り得るべきであるものと考えるところであります。

次に、行政指導の書面交付は例外なく行うべきではないか、この点につきましては、行政手続法は、行政分野全体に適用される一般法といたしまして、広範多岐にわたる行政分野において、さまざまなレベルの職員によって、さまざまな場面で行われる行政指導を対象としていることから、中には対外交渉に關し、外交上の配慮が必要とされるような場合などがあり、これらにつきましては

は、「行政上特別の支障がない限り」という一定の留保条件をつけたものでございます。

次に、行政手続法の制定に伴う事務量の増加にどう対応するかという件につきましては、行政手続法の制定によりまして、例えば、新たに手続をとることが必要となる処分等につきましては、行政事務といたしましては、一定程度増大することはあり得るわけでございますが、行政手続法の制定によりまして、国民の理解と納得が得やすくなり、長期的には行政の効率化が十分期待できるものと考えているところでございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 山田英介君。

〔山田英介君登壇〕

○山田英介君 私、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました行政手続法案及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、総理並びに関係大臣に対し、質問いたします。

行政手続法案は、行政手続の基本法ですが、私は、この法案の質問に入る前に、この法案の対象たる行政主体が抱える諸問題に触れておきたいと思ひます。つまり、本法案を奏効せしめるためにも、現在の官主導と言われる行政の現状を改革していく必要があると考えるからであります。

第一に、行政改革の推進についてであります。我が国は、これまで欧米先進国へ追いつくことを目標に権限を中央に集中してきました。欧米先進国と肩を並べるようになった今日では、国の行政は硬直化、既得権化して、その弊害が目立つようになっています。

一方、国内的には、高齢化の急速な進展、経済の停滞などの問題、対外的には大幅な国際収支の黒字を背景とした経済摩擦、国際貢献のあり方など、問題が山積をし、我が国を取り巻く内外の状況は大きく変化をしていると考えます。

この際、こういった問題に適切に対応していくためには思い切った行政改革が必要であり、そのためにまず地方分権への具体化とあわせ、国の役割分担を思い切って見直す必要があると思ひます。私は、将来、外交・安全保障・国際貢献、マクロ経済政策、食糧・エネルギーなど国民生活の安全確保、地方行政の調整など、より基本的で重要な課題に絞る方向で検討すべきであると考えますが、総理の御見解はいかがでありましようか。

第二には、公的規制の問題であります。

公的規制には、規制が制定されて以来、長い年月が経過をし、制定当時と比べてその必要性が十分チェックされないまま存続しているものが相当あるのではないかと。このような許認可が極めて広範な行政分野に存在するがゆえに、自由な競争が行われず、経済の活性化や国民生活の質の向上を図っていく上で大きな障害となっており、国際的にも我が国への市場参入が困難であるなどの批判を受ける原因になっております。また、膨大な許認可の存在が、本来、強制力のない行政庁の行う行政指導に実質的に強制力を持たせている主要な原因になっており、これが行政の公正・透明性確保の重大な阻害要因の一つであることは論をまちません。

したがって、この際、一万一千件に上る許認可等の公的規制の緩和、削減を思い切って進めるべきであると思ひます。私は、国で取り扱うべき許認可等の件数は今後五年間で半減させることを目指すべきではないかと考えますが、総理の御見解を伺います。

第三には、地方分権の問題であります。

中央の行政が硬直化、既得権化している中で、豊かな暮らしと生活者重視の行政を行っていくためには、従来の中央集権的な意思形成や資源配分のシステムを、個人、地域などの選択と責任で、主体的に参加決定していくものに転換する、自立と参加による地方主権の確立が不可欠であります。

このような観点から、地方への権限移譲などをもっと積極的に進めることが不可欠であると考えますが、地方分権についての総理の御見解を伺いたいと思ひます。

さて、今回提出されましたこの行政手続法案は、国民と行政の関係に新たな時代を画す非常に重大な法案であります。公の権力が行使される際には適正な手続によらねばならない、これは歴史が示すところの真実であります。近代国家の成立以来、国民の権利保護の歴史は、この適正な手続を定め、これを法典化し、法律によって保障することにあります。

我が国におきましては、公の権力の行使のうち、刑事手続については、憲法第三十一条以下に規定される法定手続の保障及び刑事訴訟法により手続が統一的に定められております。他方、行政手続につきましては、一般法はなく、個別の法律にゆだねられてきました。そのため、不備不統一の状態にあります。

手続が定められていない分野がある一方で、全く規定の置かれていない分野も存在するといったように、行政の対応がばらばらであり、また、それぞれの法律に手続に関する規定が置かれていたとしても、それに従った手続によらず、行政指導という手法を多用し、より一層行政の作用をわかりにくくしているという側面もあります。

さらに、行政へゆだねられた裁量権が余りにも大きいことから、政治の介入をも許し、これまで相次ぐ構造汚職の温床ともなってきたと見られます。

その意味では、公正で透明な行政運営を目指す行政手続法の制定は、当面する政治改革の一環をなす重要な課題でもあります。また、その実効性の確保は、日米構造協議でも指摘されているように、諸外国からも強く要請されることとなっております。

もとより、こうした統一した行政手続法を制定しようとする動きは古くからありました。中でも、一九六四年の第一次臨時行政調査会の答申及

び一九八三年の第二次臨時行政調査会の答申では、それぞれ行政手続法を制定すべき旨を提言し、さらに一九九一年十二月には、第三次臨時行政改革推進委員会が「公正・透明な行政手続法制度の整備に関する答申」を提出しております。

このように、長年の懸念でありました行政手続法案が上程されましたことは、意義深いものがあると思ひます。また、法案が行政手続の相手方である国民の権利や利益に直接かかわるものであるだけに、慎重な審議が求められるわけでありま

す。そこで、私は、行政手続法案の内容についてお伺いいたします。

第一に、行政手続法案は、行政機関の行為のうち三つに限定して立法化しようとするものであります。すなわち、「申請に対する処分」、「不利益処分」及び「行政指導」の事前手続を対象とするわけですが、しかしながら、行政機関の行為には、このほかにも行政立法手続、計画策定手続など重要な分野があります。今回の法案ではこれらが除かれたのはどのような理由によつてなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、適用除外であります。

事柄の性質上、行政手続法になじまないものは当然存在すると思ひます。そのようなものは適用除外となるわけですが、この法案において適用除外とされる項目について若干疑義があります。

その第一は、補助金の交付等に関する処分です。

補助金につきましては、従来より、交付手続が複雑であること、補助の基準があいまいであること、交付等に伴い国が地方自治体へ介入することなどが指摘されております。このような分野にこそ公正と透明性が要求されると思うわけであり、なぜ補助金を適用除外としたのか、その理由をお聞かせ願ひます。

同様に、福祉の措置等に関する処分があります。

我が国が急速に高齢化社会に移行している現在、福祉行政は、国民の大きな関心事であると同時に、国民一人一人の権利にかかわる問題であります。この分野においても、手続の整備が強く求められております。そこで、法案において福祉を除外したのはどのような理由によるのか、また今後、立法化の方向で検討すべきと考えますが、御答弁をいただきたいと思ひます。

次に、行政手続法案の対象となる行為についてお尋ねをいたします。

第一に、「申請に対する処分」ですが、この処分についての「審査基準」を定め、それを公表することを義務づけたことは率直に評価したいと思ひます。しかしながら、義務づけられた行政庁があいまいな基準を定めることになれば、その実効性が危ぶまれるのではないでしようか。伺ひます。

また、「申請に対する処分」について、その公聴会の開催などを、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが、法令で許認可等の要件とされているものに限定している点、及びその開催を「努めなければならぬ」とし、いわゆる努力目標としている点、この二点については疑問があります。この場合、開催を義務づけるべきではないかと考えます。また、この場合、利害関係人について開催を申し出ることができるようにすることをあわせて規定すべきではないかと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

第二に、「不利益処分」であります。まず、処分基準の公表が努力目標であることについてです。申請の処分では、審査基準の公表が義務的であるのに対して、「不利益処分」ではなぜ努力目標にとどめたのか、その理由を伺ひます。

次に、聴聞には「文書等の閲覧」が認められております。これは、不利益処分を受ける者にとってその主張を根拠づけ、証拠を提出するのに極めて

有効な制度であります。しかしながら、弁明には
 間寛が認められておりません。権利の保障という
 観点からは、同等に認められるべきであると考え
 ますが、この点をお尋ねいたします。

さらに、文書を開覧するだけではなく、その複
 写も認めるべきであると考えます。また、弁明の
 付与の形式は、原則として書面で行うこととされ
 ています。行政庁が認めれば口頭でもできると
 しています。この場合の基準を明らかにしてい
 だきたいと思ひます。

第三に、行政指導についてであります。行政指
 導の位置づけは、非常に難しいものがあります。
 行政の機軸な対応、弾力性の確保、円滑な運営に
 とっては有用な手段となりましようが、他方、一
 たん乱用の事象となれば、法の空洞化を招きかね
 ないおそれがあります。この意味から、行政指導
 を行う場合に遵守すべき手続を明文化することに
 は意義があると思ひます。

しかし、特に指摘しておきますが、行政指導の
 方式について、法案では、「当該行政指導の趣旨
 及び内容並びに責任者を明確に示さなければなら
 ない。」としつつも、「書面の交付を求められたと
 きは」行政上特別の支障がない限り、「交付しな
 ければならない。」としており、最も肝心な点が行
 政庁の裁量にゆだねられております。この「書面
 の交付を求められたとき」「特別の支障がない限
 り」「交付」の規定は、場合によっては、本法案の
 空洞化をもたらす危険があります。この点の明確
 な答弁を求めます。

同時に、行政指導は、口頭による行政指導のあ
 いまいさや密着性の側面を利用して、ロッキード、
 リクルートなどの疑獄事件や近年の証券スキャン
 ダルが引き起こされた経緯から見ても、原則
 として書面を交付して行うとすべきと考えます
 が、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

私は、行政指導に初めて法の枠がはめられるこ
 とを評価しつつも、他方、行政指導に初めて法的
 根拠が与えられるという側面を看過できません。

いやしくも、法的に認知されたとして行政指導の
 拡大強化につなげては決してなりません。

特に、行政指導は、一定期間の運用の実態を検
 証し、改めて考える必要があると考えます。した
 がって、五年ないし三年後の法律の見直し条項を
 盛り込むべきだと思ひますが、いかがでしょう
 か。

また、行政指導については、相手方が不測の損
 害をこうむった場合の救済手段が欠落していま
 す。不服申し立てを保障する規定を置くべきであ
 ると考えますが、あわせて答弁を求めるものであ
 ります。

行政手続法案の運用次第では、実際の行政のあ
 り方が大きく変わり得るものと思ひます。しか
 し、行政庁側に、努力目標にとどめられた多くの
 規定があり、依然として裁量の余地が残されてい
 る点を考えますと、総理の強いリーダーシップが
 発揮されなければ、実効性を失うことは言うま
 でもないと思ひます。また、行政庁側の不利益な取
 り扱いをおそれ、国民の側がその権利を生かさ
 なければ、せっかくの立法によっても改善の実が
 上がらないおそれもあります。

かような事態を防ぐためには、国民の側の意識
 の変革が重要であります。同時に、これを運用
 する行政庁側の相当な努力が必要と考えます。本
 法案に対する総理の決意のほどを伺いたいと思ひ
 ます。

行政手続法の制定は、今まであいまいであった
 事務手続を明確化する反面、行政事務の拡大も予
 想されます。長期的には、行政手続における紛争
 を抑止し、効率化に寄与することにならうと思ひ
 ますが、当面、行政の肥大化の防止に留意しなけ
 ればなりません。

また、行政手続の整備と充実の前提として、つ
 まり公正と透明性を実現するためには、行政情報
 が公開されることが必要となります。この意味
 で、次の目標は、情報公開法の制定であると考え
 ます。これに加えて、冒頭指摘しましたように、

この法案では、三つの分野に限定して制定を図る
 というところで、残された行政立法手続、計画
 策定手続等の分野につきましても、早急に立法化
 の方向で省庁間の調整を図るよう、あわせて要請
 したいと思ひますが、総理いかがでありましょ
 うか。

これまで行政は、行政の処分の対象となる国民
 を対等な相手として認めてこなかったのではない
 かと思ひます。今回の行政手続法案は、この国民
 と行政との関係を他の先進諸国並みに近代化をさ
 せる最初の一步で考えると同時に、以上指摘しま
 した課題の実現を強く要請しまして、質問を終わ
 ります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 最初に、地方分権
 を前提として、この際、国の役割を見直して基本
 的な問題に集約すべきであるという立場から、幾
 つかの政策課題を述べられました。私は、そのお
 考えの方向には基本的に同感でございます。

次に、行政改革の断行についてでございます
 が、簡素で効率的な行政の実現を目指して、臨
 調・行革審の答申等に沿ひまして、国から地方へ
 の権限移譲、行政組織の再編合理化、許認可等の
 整理合理化による規制緩和、補助金等の整理合理
 化など、行政全般にわたって改革を推進してい
 りました。昨年末には、平成五年度行革大綱を策
 定いたしました。着実な実施を図ることとして
 しております。なお、現在の行革審におきまして
 は、政府部門の果たすべき役割や、総合的な政策
 展開が可能な行政システムの構築について御審議
 をお願いいたしておりますこととさせていただきます。

それから、規制緩和の問題でございますが、従
 来から、国・地方を通ずる行政改革を推進する
 とともに、規制緩和を行革の重要な柱として考え
 てまいりました。臨調・行革審答申等に沿って、許
 認可等の整理合理化など改革に努めてまいって
 りますが、行革審の第三次答申におきましても、
 国際化への対応あるいは国民生活重視の観点か

ら、各般における規制の緩和等に関する提言が行
 われております。

それから、去る四月に総合経済対策を決定をい
 たしました際に、公的規制の目的、内容を緊急に
 見直しして、その結果に応じて許認可等の大幅な整
 理を図ることを決定いたしましたこととございま
 す。この点は、総合経済対策ではございますけれ
 ども、やはりいづゆる規制緩和というものが経済
 の活性化に役立つという観点を踏まえてのもの
 でございます。

地方分権につきましては、一極集中を是正す
 る、そして国土の均衡ある発展を図って生活大
 国を実現することが現下の重要な課題と考えてお
 りまして、地方分権を推進しまして地方団体の自主
 性、自律性の強化を図らなければならないと思
 っております。行革審の答申もございまして、権限
 移譲、補助金等の整理合理化に努めてまいりま
 した。また、昨年暮れには、いわゆるパイロット
 自治体制度を閣議決定したところでございま
 す。今後とも、地域社会が活力に満ちて繁栄を
 していきますために、権限移譲等、地方分権の推進
 にはぜひ努めてまいらなければならないと思ひ
 ます。

本法案の運用についての心構えでございます
 が、行政手続法に定める諸事項は、行政運営にお
 ける公正の確保と透明性の向上を図り、行政に対
 する国民の信頼の確保に資する上で重要なものと
 考えておりますので、この法案が法律になりまし
 た際、その施行の準備に万全を期しますとともに
 におきます精神の定着を図るべく、私として行政
 を指導してまいる考えであります。

行政情報の公開につきましては、公正で民主的
 な行政運営を実現し、行政に対する国民の信頼を
 確保する観点から、積極的に取り組むべきもので
 あると考えております。文書閲覧窓口制度の一層
 の充実、行政情報公開基準の策定などにより、国
 民の必要とする行政情報の公開に努めているとこ

るでございますが、この情報公開を制度化すべきかどうかということにつきましては、なお検討すべき問題が残っておりますので、引き続き研究を進めてまいりたいと思っております。

残りのお尋ねにつきましては、総務庁長官からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣鹿野道彦君登壇〕

○国務大臣(鹿野道彦君) 残された質問につきましてはお答えさせていただきます。

まず、行政立法手続、計画策定手続が除かれた理由、どういふことかということでございますが、今回の行政手続法案の策定作業は、第三次行革審の「公正・透明な行政手続法の整備に関する答申」に沿って行われたものでございます。この答申におきましては、行政手続の相手方である国民の権利利益に直接かかわる分野につきましては、手続法制度の整備を優先させることが適切であるとの考え方がとられておりまして、行政手続法案におきましても同様の観点から、申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届け出の手続のみを対象としたものであります。

命令制定手続や計画策定手続につきましては、答申においては、「どのような一般的な手続を導入するかについては、なお多くの検討すべき問題があり、将来の課題として調査研究が進められること」が期待されるとされているところであります。早急な法制化は困難であると考えておるところであります。

次に、補助金を適用除外とした理由を問うというところでございますが、補助金等の交付に関する処分は、大部分が地方公共団体に対する金銭に関する処分でありまして、行政手続法案におきましては、地方公共団体に対する処分は、同法案の適用除外となっております。また、金銭に関する処分は、弁明・聴聞手続の適用除外となっているところであります。すなわち、補助金等の交付に関する処分は、行政手続法案本体におきましても適用除外となるものであります。

一方、補助金等の交付につきましては、当該分野の一般法として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律がありまして、独自の手続体系が形成されているものであるため、同法の体系等に則して所要の規定の見直し等を行い、交付決定の取り消し等に係る理由の提示に関して所要の規定を整備した上で行政手続法の適用を除外することとしたものであります。

次に、福祉を適用除外とした理由ということでございますが、福祉の措置に関する処分につきましては、ケースワーカー等の専門職員が本人の意向や心身の状況、家庭環境等を総合的に勘案いたしまして調整して行うものであることから、事前手続の保障をいたしましては、行政手続法の手続とは別に、ケースワーカーの日常的な活動の中で行われることがふさわしいと考えるところでございます。

このため、今回、福祉各法におきまして、施設退所等に当たっての本人等への説明及び意見聴取を新たに法律上義務づけたところであります。今後、これらの代替規定によりまして、行政手続法に相当する手続を行うこととしているわけでありす。

次に、あいまいな審査基準では実効性が危ぶまれるのではないか、こういうことでございまして、行政手続法案におきましては、審査基準の作成に当たりまして、当該許可認可等の性質に照らして、できるだけ具体的なものとしなければならぬということと規定されているところであります。また、審査基準は公にされることとなっておりますので、行政庁は、国民の批判を受けることのないよう適切な措置を講ずるものと考えているところであります。

次に、公聴会の開催等を限定、努力義務として理由を、この点につきましては、行政手続法第十条は、社会経済情勢の複雑化、多様化に伴いまして、申請者との関係のみならず、申請者以外の者の利害にも十分配慮した的確な行政運営を確

保するために定められたものであります。本法案を立案する趣旨が申請者の権利保障を図ることを主眼としていることにかんがみ、申請者と利害を異にする者からの意見聴取に努める場合を、「申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許可認可等の要件とされているもの」に限ることとしたものであります。

また、申請者以外の者の利害を考慮するに当たりますことは、専門家の知見に基づいて判断することとが適当なケースなど、関係者から直接に意見を聞く実益に乏しい場合もあることなどから、行政庁に一律に公聴会の開催等を義務づけるのではなく、努力義務とすることが適切と判断したものでございす。

なお、利害関係人に対して一律に公聴会の開催請求権を認めることにつきましては、申請に対する迅速な処理の要請があること、関係者から直接に意見を聞く必要が乏しい場合もあることなどから適当でないと考えるところでございす。

次に、「不利益処分」の基準の公表を努力目標にとどめた理由は、このような御質問でございす。処分基準につきましては、その性質上、これをあらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難な面がありますので、その設定については努力義務としているところであります。

処分基準の公表を努力義務としたのは、このように処分基準を設定できない場合もあることに加えて、これを公表することにより、脱法的な行為が助長される場合も想定されるからであります。

次に、弁明手続と文書閲覧、文書閲覧と複写、口頭による弁明の基準、この御質問につきましては、弁明手続につきましては、行政運営上の行政効率とのバランスにおきましてもいろいろ配慮をいたしまして、原則といたしまして書面を提出して行うなど、行革審答申においても、簡易迅速な

防御手続として位置づけているところであります。

また、弁明手続相当の処分につきましては、当該処分による相手方の権利利益の侵害の程度も一般に大きいものではなく、もしくは、行政庁が相当と認める場合には、聴聞を行えば足りると思われるものであります。弁明手続において相手方に文書等の閲覧を認めることはしていないところでありす。

また、聴聞手続におきまして閲覧文書の複写を認めることにつきましては、行政庁側の事務負担の問題もありませんので、これを一律に認めることはしていないところであります。ただし、複写を禁止しているものではないわけでございすので、必要に応じて、行政庁の裁量により行えばよいものと考えるところであります。

さらに、弁明手続につきましては、弁明内容を明確にするなどの観点から、原則として書面を提出して行うこととしておりますが、事案により、口頭による弁明の方が相手方の主張を把握しやすいような場合があるため、弾力的な運用を認めているものであります。

なお、弁明手続は、聴聞手続とは異なり、当該事案につきまして行政庁との間でやりとりを行うことと想定しているものではなく、当該事案につきまして、自己の立場を明らかにするための弁明を行う方法によっても手続保障の程度は変わらないものと考えているところであります。

次に、行政指導と書面の交付についてのお尋ねでございますが、行政手続法は行政分野全体を規律する一般法でありまして、広範多岐な分野におきまして、さまざまなレベルの職員によりさまざまな場面で行われる行政指導を対象としていることから、一律に書面の交付を義務づけることが適当でない場合もあり得ますので、「行政上特別の支障がない限り」という一定の留保条件をつけたものであります。

これに該当するものといはしめては、外交交渉に關して、外交上の配慮が必要とされるような場合など、合理的な理由がある場合に限られるものでありまして、これが乱用されて本法案が空洞化されることはないものと考えるところであります。

行政指導は、広範多岐な分野でさまざまなレベルの職員によりさまざまな場面で行われており、その中には、相手方としても、わざわざ文書にしておらずとも十分と考えるものもありまして、そういったものについてまで一律に文書主義をとることは、行政事務のいたずらな増大につながりかねない、このような点にも勘案いたしまして、相手方から求められたときに交付することとしたものでございます。

見直し事項、行政指導に関する救済措置につきましては、行政手続法におきましては、行政指導を行う場合に行政機関の職員として当然に遵守すべき原則等を規定したものであり、特に行政指導につきまして五年ないし三年後の見直し事項を盛り込む必要はあるとは考えていないところであります。

行政指導を受けた場合には、行政指導の性格上、これに従うことが義務づけられるものではなく、行政指導に不服があれば、行政機関に不服を申し立てるまでもなく、これを拒否すれば足りることから、あえて不服申し立ての仕組みを設ける必要はないものと判断したものであります。

なお、行政指導に従ったことにより不測の損害をこうむった場合につきましては、国家賠償法による損害賠償を請求することも可能であるわけでございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時十一分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	宮澤 喜一君
法務大臣	後藤田正晴君
外務大臣	武藤 嘉文君
大蔵大臣	林 義郎君
文部大臣	森山 眞弓君
厚生大臣	丹羽 雄哉君
農林水産大臣	田名部匡省君
通商産業大臣	森 喜朗君
運輸大臣	越智 伊平君
郵政大臣	小泉純一郎君
労働大臣	村上 正邦君
建設大臣	中村喜四郎君
自治大臣	村田敬次郎君
国務大臣	井上 孝君
国務大臣	鹿野 道彦君
国務大臣	北 修二君
国務大臣	河野 洋平君
国務大臣	中島 衛君
国務大臣	中山 利生君
国務大臣	林 大幹君
国務大臣	船田 元君

出席政府委員

総務庁行政管理局長	増島 俊之君
-----------	--------

○朗読を省略した議長の報告
(法律公布案上及び通知)

一、去る四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

調理師法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく平成三年度において防災に關してとった措置の概況の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく平成五年度において実施すべき防災に關する計画の報告書

(政府委員承認)

一、昨七日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第二百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省北米局長事務代理 加藤 良三
局長事務代理 内藤 昌平

(政府委員任命)

一、昨七日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、七日議長において承認した加藤良三外一名を、同日第二百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨七日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日(外務省北米局長)佐藤行雄及び(外務省経済協力局長)川上隆朗の第二百二十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員
解任 河上 軍雄君
補欠 伏屋 修治君

厚生委員
解任 岩屋 毅君
補欠 中谷 元君

農林水産委員
解任 金子徳之介君
補欠 岡田 克也君

労働委員
解任 伊東 秀子君
補欠 鈴木喜久子君

通信委員
解任 土肥 隆一君
補欠 吉岡 賢治君

商工委員
解任 和田 貞夫君
補欠 田邊 誠君

解任 柳田 稔君
補欠 小平 忠正君

解任 小田 忠正君
補欠 柳田 稔君

解任 鈴木喜久子君
補欠 伊東 秀子君

解任 吉岡 賢治君
補欠 土肥 隆一君

解任 小田 忠正君
補欠 柳田 稔君

解任 和田 貞夫君
補欠 田邊 誠君

解任 田邊 誠君
補欠 和田 貞夫君

解任 吉岡 賢治君
補欠 土肥 隆一君

解任 土肥 隆一君
補欠 吉岡 賢治君

解任 田邊 誠君
補欠 和田 貞夫君

解任 伏屋 修治君
補欠 遠藤 和良君

平成五年六月八日 衆議院會議録第三十二号 朗読を省略した議長の報告

和田 貞夫君 田邊 誠君
遠藤 和良君 伏屋 修治君
科学技術委員

秋葉 忠利君 森井 忠良君
森井 忠良君 秋葉 忠利君
補欠

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員

岩村卯一郎君 野呂田芳成君
久間 章生君 瓦 力君
佐藤 孝行君 久間 章生君
瓦 力君 佐藤 孝行君
補欠

労働委員
補欠

佐藤 孝行君 中谷 元君
野呂田芳成君 鈴木 宗男君
坂本 剛二君 坂本 剛二君
山下八洲夫君 五十嵐広三君
坂本 剛二君 平田辰一郎君
鈴木 宗男君 野呂田芳成君
中谷 元君 佐藤 孝行君
五十嵐広三君 山下八洲夫君
環境委員

補欠

網崎トミ子君 日野 市朗君
日野 市朗君 網崎トミ子君
補欠

決算委員
補欠

瓦 力君 衛藤征士郎君
日野 市朗君 網崎トミ子君
瓦 力君 網崎トミ子君
日野 市朗君 日野 市朗君
補欠

一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(國田博之君外四名提出)
(議案受領)
一、去る四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
地方自治法の一部を改正する法律案
一、去る四日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
地方自治法の一部を改正する法律案
一、昨七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
地方自治法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出、参法第一一〇号)(予)
一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方自治法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一一〇号) 地方行政委員会 付託
一、昨七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名提出、参法第八八号)(予)
学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(上山和人君外一名提出、参法第九九号)(予)
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(森嶋子君外一名提出、参法第一〇〇号)(予)
以上三件 文教委員会 付託

(議案送付)
一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
精神保健法の一部を改正する法律案
(議案通知)
一、去る四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案
郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
一、去る四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案
調理師法の一部を改正する法律案
一、去る四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出等を可決した旨の通知書を受領した。
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律案
商法等の一部を改正する法律案
法律の整備等に関する法律案
(質問書提出)
一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
障害者対策に関する質問主意書(菅野悦子君提出)
(答弁書受領)
一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員大野由利子君提出東京都の多摩都市モノレールに関する質問に対する答弁書
平成五年五月十日提出
質問 第一一三三号
東京都の多摩都市モノレールに関する質問主意書
提出者 大野由利子

東京都の多摩都市モノレールに関する質問主意書
東京都の二十三区を除くいわゆる多摩地域は、現在人口三百六十六万人を擁し、この地域を一つの県としてみれば、総人口で静岡県に匹敵し、人口密度でも東京、大阪、神奈川県に次ぐ第四位であり、面積とも都道府県並みである。
また、この地域には都心部と比較して多くの緑が残っており、大学やその他さまざまな文化施設が誘致され、今後、一大文化都市としての発展が大きく期待されている。
しかし、都心部に比べて交通網の整備が大きく遅れており、多摩地域全体の一体化や慢性的な交通渋滞の緩和を図っていくには、都心部より放射状に形成されてきた鉄道や道路を結ぶ、南北方向の公共交通網の整備が不可欠であると考える。
以上の観点から、現在多摩地域で行われている多摩都市モノレール事業に関して、次の事項について質問する。
一 多摩地域の今後の発展のためには、多摩都市モノレール事業の成功が不可欠だと考えるが、政府としてこの事業をどうとらえているのか。
二 現在着工中である上北台・多摩センター間に、平成九年度の開通を目指しているが、当初の予定より若干工事が遅れていると伺っている。遅れている理由と今後の見通しについて明らかにされたい。
三 昨年の十二月、東京都は多摩都市モノレール事業の次期整備路線について、上北台・箱根ヶ崎間を事業化すべき路線として決定したが、この路線が通る予定になっていないという全国でも珍しい市であり、多摩地域でも特にモノレール整備への住民の要望が強い地域でもある。
よって、早期に事業化決定をすべきだと考えるが、今後の見通しはどうか。

四 また、東京都は多摩センター・町田間及び多摩センター・八王子間を、事業化に向けて導入空間の確保に着手すべき路線として決定し、その他の構想路線も発表している。
政府としてこれらの路線について、推進していく考えはあるのかどうか。
右質問する。

内閣衆質一二六第二三三

平成五年六月四日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻内 義雄殿
衆議院議員大野由利子君提出東京都の多摩都市モノレールに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大野由利子君提出東京都の多摩都市モノレールに関する質問に対する答弁書

一 について

東京都の多摩地域の振興を図るため、多摩センター・上北台間の多摩都市モノレールの整備を支援しているところである。

二 について

御指摘の区間については、現在、東京都において、平成九年度開業を目途に整備を進めていると承知している。

三及び四 について

御指摘の路線については、今後、東京都において、整備のための検討がなされるものと考えている。

報告書

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成五年六月八日 衆議院会議録第三十二号

平成五年六月八日

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 佐藤 信二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

報告書

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成五年六月八日

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 佐藤 信二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

報告書

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成五年六月八日

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 佐藤 信二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

報告書

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成五年六月八日

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 佐藤 信二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

報告書

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

右は、両院協議会の成案を得なかった。

よって報告する。

平成五年六月八日

平成五年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

衆議院協議委員長 佐藤 信二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置(第六条―第八条)

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置(第九条―第十条)

第四章 短時間労働者センター(第十一条―第二十八条)

第五章 雑則(第二十九条―第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者)にあっては、労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生充実その他の雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨けている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとする。

第二章 短時間労働者対策基本方針

第五条 労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 短時間労働者の職業生活の動向に関する事項

二 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 短時間労働者対策基本方針は、短時間労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して

定められなければならない。

4 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、短時間労働者対策基本方針の変更について準用する。

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置 (指針)

第六条 労働大臣は、第三条第一項の事業主が請すべき雇用管理の改善等のための措置に關し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

2 前条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

(指導及び助言)

第七条 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(短時間雇用管理者)

第八条 事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置 (職業訓練の実施等)

第九条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓蒙や宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

第十条 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適応することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 短時間労働援助センター (指定等)

第十一条 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第十三条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に關する計画が適正なものであるり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「短時間労働援助センター」という。)の名称及び住所並びに事務所所在地を公示しなければならない。

らない。

3 短時間労働援助センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第十二条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限られ、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(業務)

第十三条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供するもの。

四 次条第一項に規定する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第十四条 労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五

十号)第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて、労働省令で定めるものを支給すること。

二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務(以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十五条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ、業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第十六条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十四条第一項第一号に係る業務（次条及び第二十三条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自ら第十四条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第十七条 短時間労働援助センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第十八条 短時間労働援助センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 短時間労働援助センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告

書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第十九条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員及び解任)

第二十二条 短時間労働援助センターの役員は、その効力を生じない。

2 短時間労働援助センターの役員が、この章の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十三条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、短時間労働援助センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員は公務員たる性質)

第二十三条 給付金業務に従事する短時間労働援助センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十四条 労働大臣は、第十三条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十五条 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第十三条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十六条 労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十三条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十二条第一項の条件に違反したとき。

五 第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第二十七条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つて短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つて短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴聞)

第二十八条 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第二十二條第二項の規定による役員等の解任命令
二 第二十六條第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雑則

(雇用管理の改善等の研究等)

第二十九条 労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第三十条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

(罰則)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三十三条 第十六条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働者援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十一

条から第三十三条までの規定並びに次条の規定及び附則第三条の規定(労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第四条第三号の改正規定及び同法第五条第四号の次に一号を加える改正規定に限る。)は、平成六年四月一日から施行する。

(社会保険労務士法の一部改正)
第二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十七の次に次の一号を加える。

二十の十八 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)
第三条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本障害者雇用促進協会」の下に「短時間労働者援助センター」を加える。

第四条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 短時間労働者対策基本方針を定めることその他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

第五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他の監督を行うこと。

第五十一条の次に次の一号を加える。

四十一の二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定めること。

理由

短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようになるため、短時間労働者対策基本方針を定めると

ともに、短時間労働者の雇用管理の改善等の適切な有効な実施を図るための措置を講ずるほか、労働大臣が公益法人を短時間労働者援助センターとして指定することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようになること、その内容は次のとおりである。

1 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比し短い者をいうものとする。

2 事業主は短時間労働者の適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めること、国は短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るために必要な施策の推進に努めること等関係者の責務を規定するものとする。

3 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を定め、これを公表するものとする。

4 労働大臣は、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めて公表すること。

ともに、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

5 事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所において、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するよう努めるものとする。

6 国等は、短時間労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練の実施について特別の配慮をするとともに、短時間労働者になろうとする者に対し、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 労働大臣は、全国に一を限って公益法人を短時間労働者援助センターとして指定し、労働福祉事業及び雇用福祉事業のうち、労働省令で定める事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項についての相談援助、短時間労働者に対する職業生活に関する事項についての相談援助その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業に係る業務の全部又は一部を行わせることができるものとする。

8 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員については適用しないものとする。

9 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、7に関する規定は、平成六年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能

力を有効に發揮することができるようになることは時宜に適應するものと認めるが、なお、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党四党共同により、事業主が短時間労働者の適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善のための措置を講ずるに当たり通常労働者の雇入れの際に労働条件に関する文書を交付するよう努めること等についての修正案が提出され、本案は、賛成多数をもって別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

また、本案に対して、日本共産党より、短時間労働者の通常の労働者との差別的取扱いの禁止等についての修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取

国会法第五十七条の三の規定により、内閣を代表して村上労働大臣から日本共産党提出の修正案に対して、「反対である」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成五年六月七日

労働委員長 岡田 利春

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 短時間労働者対策基本方針(第五条)

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置(第六―第八條)

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置(第九―第十條)

附則(第三十―第三十三條)

第一章 総則

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 事業主等の責務

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等を行うよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

附則

平成五年六月八日 衆議院会議録第三十二号 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案及び同報告書

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

第三十條

第五節 附則(第三十―第三十三條)

第一章 総則

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 事業主等の責務

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等を行うよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 事業主等の責務

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等を行うよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 事業主等の責務

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等を行うよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 事業主等の責務

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等を行うよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 事業主等の責務

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等を行うよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等に関する措置、職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

第二章 事業主等の責務

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮し、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生その他の改善等を行うよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター(第三十一―第三十三條)

附則

第七章 就業規則の作成(手続)

第七條 事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業主において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くよう努めるものとする。

(指針)

第六條 労働大臣は、○前二条に定めるもののほか、講すべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

第五條 前条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

(指導及び助言)

第七條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を行うため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(短時間雇用管理者)

第八條 事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するよう努めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び報告)

第十條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を行うため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは報告をすることができる。

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置

(職業訓練の実施等)

第九條 国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うよう努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第十條 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適應すること、及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 短時間労働者援助センター

(指定等)

第十一條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第十三条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであること、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

第七 一七

4 労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第十二条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

第十三条 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供する。

四 次条第一項に規定する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇い入れの改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

（短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施）

第十四条^六 労働大臣は、短時間労働援助センター

を指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて、労働省令で定めるものを支給すること。

二 短時間労働者の雇用手配の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者

三 短時間労働者に対して、その職業生活に關

する事項について相談その他の援助を行うと
と。

四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者

対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇管理の改善等を促進するために必要事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務（以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならぬ。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しよめとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により短時間労働者
援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業
関係業務の種類及び前項の規定による届出に係
る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十五条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、労働大臣の下に提出しなければならない。これを変更しよとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が

時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ、業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

（短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に
る労働大臣の認可）

第十六条^六 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十四条^六第一項第

一号に係る業務（次条及び第二十三^五条において「給付金業務」という。）を行う場合において、自^六ら第十四条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第十七条^カ 短時間労働援助センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事等について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十八條 短時間労働援助センターは、毎事業
度、労働省令で定めるところにより、事業計
書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可
を受けなければならない。これを変更しようと
するときも、同様とする。

2 短時間労働援助センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、労働省令で定めるところにより、労働省に提出する。

書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(区分経理)

第二十一
第十九条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉センターの業務に準じて、労働者の福祉の増進を図るものとする。

労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二〇二条 国は、予算の範囲内において、短時間労働者福祉センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第二〇三条 この章に定めるもののほか、短時間労働者福祉センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働者福祉センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員の変更及び解任)

第二〇四条 短時間労働者福祉センターの役員の変更及び解任は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 短時間労働者福祉センターの役員が、この章の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第十五条第一項の規定により認定を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十三条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、短時間労働者福祉センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員（公務員たる性質）)

第二〇五条 給付金業務に従事する短時間労働者福祉センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年

法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二〇六条 労働大臣は、第十三条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要限度において、短時間労働者福祉センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所屬の職員に、短時間労働者福祉センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二〇七条 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要限度において、短時間労働者福祉センターに対し、第十三条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二〇八条 労働大臣は、短時間労働者福祉センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十三条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十二条第一項の条件に違反したとき。

五 第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十三条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第二〇九条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働者福祉センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要であると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者

者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴聞)

第二一〇条 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第二十二條第二項の規定による役員の変更命令

二 第二十六條第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雑則

(雇員管理の改善等の研究等)

第二一一条 労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇員管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇員管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第二一〇条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律

第三百三十号) 第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

(罰則)

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三十三條 第十六条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十一條から第三十三條までの規定並びに附則第三條及び附則第三條の規定(労働省設置法(昭和二十

四年法律第六十二号) 第四條第三号の改正規定及び同法第五條第四号の次に一号を加える改正規定に限る。)は、平成六年四月一日から施行する。

(雑 則)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十七の次に次の一号を加える。

二十の十八 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「日本障害者雇用促進協会」の下に、「短時間労働援助センター」を加える。

第四條第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 短時間労働者対策基本方針を定めることその他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

第五條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他の監督を行うこと。

第五條第四十一号の次に次の一号を加える。
四十一の二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定めること。

平成元年度一般会計歳入歳出決算、平成元年度特別会計歳入歳出決算、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成元年度政府関係機関決算書に関する報告書
決算の内容

1 一般会計

平成元年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額六兆七、四八八億二、二五八万円余、歳出決算額六兆五、八八八億三、八七五万円余であり、差し引き一兆三、八八八億八、三八二万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一條の規定により、一般会計の平成二年度の歳入に繰り入れ済みである。

なお、平成元年度における財政法第六條の純剰余金は、三、一一一億一、五〇四万円余で、この金額の二分の一を下らない額は、公債又は借入金金の償還財源に充てることとなっている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額六兆六、一一八億九、一四一、四〇九万円余(当初予算額六兆六、一一八億九、一四一、四〇九万円余、予算補正追加額六兆五、四七六億九、九七四万円余、予算補正修正減少額六、五〇〇億二、四二四万円余)に比し、九、三五九億三、一一六万円余の増加となっている。

歳出においては、予算額六兆六、一一八億九、一四一、四〇九万円余(当初予算額六兆六、一一八億九、一四一、四〇九万円余、予算補正追加額六兆六、五八八億八、二九七万円余、予算補正修正減少額七、六〇四億八、五五五万円余)に前年度繰越額六、六五三億四、三五四万円余を加えた歳出予算現額六兆六、七七二億三、四九五万円余に対し、支出済歳出額は六兆五、八八八億三、八七五万円余であり、その差額は一兆一、一八二億九、六二〇万円余である。このうち、翌年度繰越額は七、三八九億五、九一六万円余(明許繰越七、三八八億三、〇五三万円余、事故繰越二億二、八六二万円余、不用額は三、七九三億三、七〇四万円余である)。

債務については、債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く)は、年度末現在一兆八、二九一億七、二四七万円余で前年度末に比し、三兆六、六二〇億三、〇二四万円余増加している。この債務のうち、公債は、年度末現在一兆二、五五五億五、五四四万円余で前年度末に比し、四兆一、〇五億七、二六八万円余増加しており、財政法第十五條第一項の規定に基づく国庫債務負担行為は、年度末現在三兆七、八四〇億四、六九万円余で前年度末に比し、三、五八二億五、五八四万円余増加し、財政法第十五條第二項の規定に基づき国が債務を負担することができ金額は一、千億円であるが、契約等による債務負担額は、保証債務及び損失補償債務の負担額は、年度末現在三兆四、一〇五億二、一三四万円

余で前年度末に比し、二兆五八九億二、一八
一、四〇〇億圓増加している。

2 特別会計

平成元年度の特別会計の数は三十八であ
り、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入
一七五兆三、三〇九億九、九三四万圓余、歳
出一五二兆八、〇一六億四、二四四万圓余で
ある。また、翌年度繰越額は二兆八、七九六
億八、一六五万圓余、不用額は八兆九、一六
四億八、九四九万圓余である。

債務負担額は、年度末現在三七兆四、九八
三億二、一四二万圓余で前年度末に比し、一
兆七、四六〇億四、〇六三万圓余減少してい
る。この債務のうち、借入金は年度末現在一
七兆三、九〇二億六、一六〇万圓余、短期証
券は年度末現在一六兆六、一六〇億圓であ
る。

3 国税収納金整理資金

平成元年度の国税収納金整理資金の受け入
れ及び支払いは、資金への収納済額五七兆
七、六六七億八、二二二万圓余、資金からの一
般会計等の歳入への組入額等五七兆七、五七
〇億九、四八七万圓余であり、差し引き九六
億八、七四四万圓余が平成元年度末の資金残
額となる。これは主として国税に係る還付金
の支払い決定済み支払命令未済のものであ
る。

4 政府関係機関

平成元年度の政府関係機関の数は十一であ
り、その収入支出の決算額の合計は、収入五
兆九、四五九億二、二四二万圓余、支出五兆
四、二二億二、四三三万圓余である。

二 議決の内容

平成元年度の一般会計歳入歳出決算、特別会
計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算
書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく
議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効
率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り
返し政府に注意を喚起してきたところであり、
政府もこれに對し特に留意して対策を講じてき
た結果その効果が見受けられるもの、なお改
善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 平成元年度決算審査の結果、予算の効率的
使用が行われず、所期の成果が十分達成され
ていないと思われる事項が見受けられる。

左の事項がその主なものであるが、政府は
これらについて、特に留意して適切な措置を
とり、次の常会に本院にその結果を報告すべ
きである。

(一) 政府開発援助に当たっては、開発途上国
が必要とするところを的確に把握した上
で、適切かつ有効に実施されるよう、引き
続き努めるとともに、実施後の評価活動の
充実についても検討すべきである。

(二) 公共事業の発注におけるいわゆる談合の
防止や入札制度等の改善に努めるべきであ
る。

(三) 製品に係る消費者被害の防止や救済策の
あり方について検討を進めるべきである。

2 平成元年度決算検査報告において、会計検
査院が指摘した不当事項については、本院も

これを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それ
ぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅
正して、今後再びこのような不当事項が発生
することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については異
議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっ
ては、本院の決算審査の経過と結果を十分考慮
して、財政運営の健全化を図り、もって国民の
信託にこたえるべきである。

平成五年六月七日

決算委員長 貝沼 次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度国有財産増減及び現在額計算
書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基
き国会に報告されたものである。

平成元年度中の国有財産の増減額は、総増加
額三兆九、六六七億四、五四六万圓余、総減少
額八、五二一億七、二五六万圓余であり、差し
引き純増加額は三兆一、一四五億七、二九〇万
圓余である。

これを前年度末現在額五二兆八、一二九億
八、三九二万圓余に加算すると、年度末現在額
は五五兆九、二七五億五、六八三万圓余であ
る。

年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみる
と、分類別では行政財産三〇兆六、七三三億

六、四七一万圓余、普通財産二五兆二、五四一
億九、二二一萬圓余であり、区分別では政府出資
等二兆三、九九七億一、七二八万圓余、土地
一四兆五、三五五億九、〇〇五万圓余、建物六兆
二、四四六億一、三三三万圓余、工作物五兆三、〇
八三億八、一九四万圓余、立木竹五兆一、五八
一億九、三四五万圓余等である。

なお、区分別の増減の主なものは、増が政府
出資等一兆六、二〇二億四、四八六万圓余、土
地六、七五〇億六、〇二六万圓余、工作物四、
四二二億三、二七八万圓余であり、減が土地
四、六八五億三、八一六万圓余、船舶八六八億
九、六四六万圓余、建物八六一億五、七四万圓余
である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その
旨議決した次第である。

右報告する。

平成五年六月七日

決算委員長 貝沼 次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書
に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基
き国会に報告されたものである。

平成元年度中の無償貸付財産の増減額は、総
増加額一、二三三億三、二四八万圓余、総減少
額一、一五二億三、一八七万圓余であり、差し
引き純増加額は八三億六、一四四万圓余である。
これを前年度末現在額八、四六八億四、四九

平成五年六月八日 衆議院會議録第三十二号 自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

五万円余に加算すると、年度末現在額は八、五
五一億四、五五六万円余である。

年度末現在額の内訳は、公園の用に供するも
の八、三八七億三、三〇三万円余、墓地の用に
供するもの五一億七、一八七万円余等である。
なお、増減の主なもの、公園の用に供する
もので、増が一、一九六億二、六九六万円余、
減が一、一一二億二、〇四八万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その
旨議決した次第である。

右報告する。

平成五年六月七日

決算委員長 貝沼 次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の
整備に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成五年六月八日

提出者

交通安全対策特別委員長 春田 重昭

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の
整備に関する法律の一部を改正する法律
案の整備に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)の
一部を次のように改正する。

題名中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐
車対策の総合的推進」に改める。

第一条中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の
駐車対策の総合的推進」に改め、「円滑化」の下に

「並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその
機能の低下の防止」を加え、「自転車利用者」を「自
転車等の利用者」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号を
同条第四号とし、同条第二号中「自転車駐車場」を
「自転車等駐車場」に、「自転車の」を「自転車等の」
に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次
に次の一号を加える。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道
路交通法第二条第一項第十号に規定する原動
機付自転車をいう。)をいう。

第三条中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の
駐車対策の総合的推進」に改める。

第五条の見出し中「自転車駐車場対策」を「自転
車等の駐車対策」に改め、同条第一項中「自転車利
用」を「自転車等の利用」に、「自転車の」を「自転車
等の」に改め、「地域」の下に「又は自転車等の駐車
需要の著しくなることが予想される地域」を加え、
「供される自転車駐車場」を「供される自転車等駐
車場」に改め、同項後段及びただし書を削り、同
条第五項中「自転車の整理」を「自転車等の整理」
に、「相当の期間にわたり放置された自転車」を
「放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置
かれていた自転車等であつて、当該自転車等の利
用者が当該自転車等を離れて直ちに移動すること
ができない状態にあるものをいう。以下同じ。)」
に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中
「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同項
を同条第五項とし、同条第三項中「及び近隣商業地
域」を「近隣商業地域その他自転車等の駐車需要
の著しい地域」に、「自転車の」を「自転車等の」に、
「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同項

を同条第四項とし、同条第二項中「自転車の」を
「自転車等の」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐
車場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項
の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう
に、地方公共団体又は道路管理者との協力体制
の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道
路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協
力を求められたときは、その事業との調整に努
め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講
ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に
積極的に協力しなければならない。ただし、鉄
道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転
車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

第十二条第一項から第三項まで中「自転車駐車
場」を「自転車等駐車場」に改め、同条第四項中「民
営自転車駐車場事業」を「民営自転車等駐車場事
業」に改め、同条第五項中「自転車駐車場」を「自転
車等駐車場」に改め、同条を第十五条とする。

第九条の見出し中「自転車利用者」を「自転車等
の利用者」に改め、同条第二項中「自転車を」を「自
転車等を」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」
に改め、同条第三項中「防犯登録を受けるように
努めるものとする」を「国家公安委員会規則で定め
るところにより都道府県公安委員会が指定する者
の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受け
なければならない」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一條とする。

第七條中「自転車」を「自転車等」に改め、同条を

第十條とする。

第六条の見出し中「自転車駐車場」を「自転車等
駐車場」に改め、同条第一項中「自転車駐車場」を
「自転車等駐車場」に、「自転車の」を「自転車等の」
に改め、同条第二項中「自転車駐車場」を「自転車
等駐車場」に改め、同条を第九條とし、第五條の
次に次の三條を加える。

第六條 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を
確保し、その機能の低下を防止するため必要が
あると認める場合において条例で定めるところ
により放置自転車等を撤去したときは、条例で
定めるところにより、その撤去した自転車等を
保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保
管したときは、条例で定めるところによりその
旨を公示しなければならない。この場合におい
て、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還
するため必要な措置を講ずるよう努めるもの
とする。

3 市町村長は、第一項の規定により保管した自
転車等につき、前項前段の規定による公示の日
から相当の期間を経過してもなお当該自転車等
を返還することができない場合においてその保
管に不相当な費用を要するときは、条例で定め
るところにより、当該自転車等を売却し、その
売却した代金を保管することができ。この場
合において、当該自転車等につき、買受人がな
いときは、市町村長は、当該自転車等につき
棄等の処分をすることができ。

4 第二項前段の規定による公示の日から起算し
て六月を経過してもなお第一項の規定により保

管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(総合計画)

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合計画の対象とする区域
- 二 総合計画の目標及び期間
- 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協

力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

8 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、

第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定める

ところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第十二条第三項の規定にかかわらず、改正前の第九条第三項の規定の例による。

理 由

最近の駅前広場等における自転車及び原動機付自転車の放置の実情等にかんがみ、自転車及び原動機付自転車の駐車対策の総合的推進を図るため、地方公共団体等による自転車等駐車場の設置

に関する鉄道事業者の協力体制の整備、市町村における総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置等の措置を講ずるとともに、撤去に係る自転車等の保管、処分等に関する規定を整備し、あわせて自転車について防犯登録を義務付けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 〇三円
配 送 料 別	(税 三円を含む)